

健康やまがた安心プランの中間見直しによる今後重点的に取り組むべき課題と方向性

1. 健康やまがた安心プランについて

- (1) 理念：健康長寿やまがたの実現 (3) 計画期間：平成25年度～34年度（10年間）※5年後（平成29年度）に中間見直し
- (2) 全体目標：健康寿命を延ばす (4) 構成：「健康増進」「がん対策」「歯科口腔保健対策」で構成

2. プラン中間見直しについて

- 基本的考え方：これまでの施策や評価指標の達成状況、社会情勢の変化等を踏まえ、今後重点的に取り組むべき課題を検討する。

※本県の健康に関する現状の変化（（）の数字はプラン策定時の数値）

- ①人口構造 生産年齢人口（15～64歳）H27 57.1%《59.6%》
老年人口（65歳以上）H27 30.8%《27.6%》
- ②健康寿命 男性 H25 71.34歳《70.87歳》 女性 H25 74.27歳《73.87歳》
- ③山形県の主な死因 1位 がん 2位 心疾患 3位 脳血管疾患
- ④メタボ該当者・予備軍の割合 H27 男性 38.1%《38.4%》女性 12.7%《11.2%》
- ⑤8020達成者の割合 H28 48.5%《37.0%》

I. これまでの取組みと成果

1. これまでの主な取組み

- ①花のやまがた！しゃんしゃん体操の普及やインストラクターの養成[H25～H28]
- ②「健康な食事」を選択できる環境を整備する減塩プロジェクト事業の展開[H26～]
- ③「やまがた受動喫煙防止宣言」の制定（H27.2）と対策表示ステッカーの配布[H26～]
- ④県民の自発的な健康づくりを促進する「やまがた健康マイレージ」事業の実施[H27～]
- ⑤事業所における健康づくりを支援する「健康プログラム」の開発普及[H27～]
- ⑥誰もが健康づくりに気軽に取り組める「健康づくりステーション」の設置促進[H28～]
- ⑦糖尿病等の重症化予防事業の実施[H28～]

2. 分野別進捗状況

24項目ある評価指標の進捗状況は以下のとおりであり、「改善している」もしくは「やや改善している」を合わせると全体の約7割を占めた。

【評価指標進捗状況】

| 分野 | 評価 | | | | 計 |
|-------------|----|----|---|---|----|
| | A | B | C | D | |
| 第3章 健康増進 | | | | | |
| 栄養・食生活 | | 2 | 1 | | 3 |
| 身体活動・運動 | 1 | | | | 1 |
| 休養・こころの健康 | | 1 | 1 | | 2 |
| 飲酒 | | 1 | 1 | | 2 |
| 喫煙 | | 1 | 1 | | 2 |
| 循環器疾患 | | 3 | | | 3 |
| 糖尿病 | | 2 | | 1 | 3 |
| 慢性閉塞性肺疾患 | | | 1 | | 1 |
| 高齢者の健康 | 1 | 1 | | | 2 |
| 第4章 がん | | 2 | | | 2 |
| 第5章 歯・口腔の健康 | 2 | 1 | | | 3 |
| 計 | 4 | 14 | 5 | 1 | 24 |

※再掲2項目含む

3. プラン策定後の新たな動き

- (1)政府の動き
 - ①医療保険者における「データヘルス計画」策定と効果的保健事業の推進
 - ②事業主が従業員の健康管理で生産性とイメージ向上を図る「健康経営」の推進
 - ③今年度「第3期がん対策推進基本計画」策定予定
- (2)本県の動き
 - 歯科口腔条例(H25.10県条例第49号)、がん条例(H28.12県条例第60号)の制定

II. 評価と課題

1. 全体評価

- (1) 全体としては県民の生活習慣改善意識は向上

中間評価において、24項目中その7割にあたる18項目が「改善している」もしくは「やや改善している」となっており、全体としては県民の生活習慣改善意識は向上している。

- (2) ただし、平成34年度の目標達成に向けては全般的に更なる取組が必要

今回、現時点で平成34年度の目標を達成したもしくは目標達成見込みの高い「改善している」項目は4項目で、平成34年度における目標達成に向けて、更なる取組が必要。

2. 課題

① 健康づくりに対する社会全体の意識の底上げ

県民の間に一定程度生活習慣改善の意識が向上する中で、更なる健康づくりの取組みを進めるには、健康に対する社会全体の意識の底上げを図り、県民総参加による健康づくりを推進する必要がある。

② 個別施策における取組の加速

中間見直しの結果を踏まえつつ、健康やまがた安心プランが策定された後の政府や本県の新たな動きに対応し、平成34年度の目標達成に向け今後取組みを加速させる。

III. 今後の取組みの方向性

1. 健康づくりを推進する上で基本事項を定めた条例の制定

- 条例において、県民をはじめ行政や関係団体等の役割を明確するとともに、県の基本的施策を定める。

⇒個人及び社会全体の健康上に対する意識をさらに高め、
県民総参加で健康づくりに取り組むことにより、県民一人ひとりが生涯を通じ、健やかで心豊かな生活を送ることができる地域社会の実現を図る。

2. プランの見直しと今後5年間重点的に取り組む方向性

○方向性1

県民の主体的な生活習慣の改善と、健（検）診受診による早期発見・早期治療を健康づくりの基礎的取組みとして引き続き取組む。

○方向性2

県民に対する情報提供を充実し、正しい知識に基づいた効果的な健康づくりを推進する。

○方向性3

一日の大半を職場で過ごし、健康づくりに関心があつても取組みが進まないと考えられる働き盛り世代に対し、事業主や医療保険者と連携して、職場環境の整備や本人への意識付けを推進する。（例：特定保健指導）

○方向性4

改めて県民や行政、健康づくり関係者等の役割等を明確にし、県民が主体的に健康づくりに取り組むことができる環境整備の促進を図る。

3. 推進体制等

「山形県健康長寿推進協議会」による各年度の事業評価

各方面の有識者からなる同協議会において毎年度事業評価を実施し、平成34年度の目標達成に向けた取り組みを進める。